

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）本文の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 社会医療法人の認定要件 1～3 （略）	第 2 社会医療法人の認定要件 1～3 （略）
4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号関係） (1) （略） (2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、 1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める <u>法第 3 0 条の 4 第 2 項第 1 4 号</u> に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ①～④ （略）	4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号関係） (1) （略） (2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、 1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める <u>法第 3 0 条の 4 第 2 項第 1 2 号</u> に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ①～④ （略）
5 （略）	5 （略）
6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号。以下「規則」という。）第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 1 号関係） ①～⑥ （略）	6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号。以下「規則」という。）第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 1 号関係） ①～⑥ （略）

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び⑤において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

（後略）

⑧ （略）

⑨ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第30条の11第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ～ホ （略）

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

① （略）

② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

（中略）

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

（後略）

⑧ （略）

⑨ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ～ホ （略）

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

① （略）

② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

（中略）

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ) 及び (ロ) の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ～ト （略）

（後略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額 （④イの特定外国人患者請求額を除く。） が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ ^{べん} 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ～ト （略）

（後略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ ^{べん} 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

（新設）

額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

- ⑤ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7・8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～4 （略）

5 社会医療法人の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定に

- ④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7・8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～4 （略）

5 社会医療法人の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定に

より、社会医療法人の認定を取り消し、<u>又は</u>期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部<u>若しくは一部</u>の停止を命ずること。 (2)～(6) （略） 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等 (1) （略） (2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。 ① （略） ② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記<u>様式第1の2</u>） ③・④ （略） (3)・(4) （略） (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記<u>様式第1の3</u>） ② （略） (6)～(12) （略） 7 その他 (1)～(5) （略） (6) 社会医療法人の税制上の取扱い ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。 イ （略） ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これによ	より、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。 (2)～(6) （略） 6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等 (1) （略） (2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。 ① （略） ② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記<u>様式第1の3</u>） ③・④ （略） (3)・(4) （略） (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記<u>様式第1の4</u>） ② （略） (6)～(12) （略） 7 その他 (1)～(5) （略） (6) 社会医療法人の税制上の取扱い ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。 イ （略） ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これによ
--	--

り、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第6条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第6項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第4号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

へ〜リ （略）

②・③ （略）

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承

り、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

へ〜リ （略）

②・③ （略）

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承

認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

(前略)

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）[別表14\(9\)](#)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則[別表14\(9\)](#)）を記載すること。

② (略)

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条）の適用を受けることはできないこと。

認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

(前略)

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）[別表14\(8\)](#)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則[別表14\(8\)](#)）を記載すること。

② (略)

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条、[第68条の9.9](#)）の適用を受けることはできないこと。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 6」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
添付書類 6（小児救急医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 （表略） （記載上の注意事項） ○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。 （表略）	添付書類 6（小児救急医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 （表略） （記載上の注意事項） ○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。 （表略）

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 8」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
添付書類 8 公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業） 申請者名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 1 （略） 2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロ） （表略） （記載上の注意事項） （1）直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>（※）</u> と一致すること。 （2）直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>（※）</u> と一致すること。 <u>（※） 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。</u>	添付書類 8 公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業） 申請者名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 1 （略） 2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロ） （表略） （記載上の注意事項） （1）直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。 （2）直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

(表略) 3～9 (略) 10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ） 診療収入について、自費患者に請求する金額（<u>特定外国人患者請求額を除く。</u>）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。 ☐ 同一の基準による ☐ 同一の基準によらない <u>1.1 特定外国人患者請求額（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）</u> <u>診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。</u> ☐ <u>当該料金を超えない額である</u> ☐ <u>当該料金を超える額である</u> 添付資料 ○ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式 ○ 診療報酬規程 ○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類 <u>1.2 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ホ）</u> (表略) (記載上の注意事項) (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。	(表略) 3～9 (略) 10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ） 診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。 ☐ 同一の基準による ☐ 同一の基準によらない <u>(新設)</u> <u>1.1 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号三）</u> (表略) (記載上の注意事項) (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
---	--

(2) 本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益 <u>(※)</u> の金額と一致すること。 (3) 本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。 <u>(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。</u>	(2) 本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。 (3) 本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
---	---